

保育所・認定こども園(保育利用の2号・3号)

令和5年度中の新規入所申し込みのお知らせ

保育所および認定こども園に令和5年度からの新規入所を希望する人は、9月14日(※)・15日(※)・16日(金)に一斉申し込みを受け付けます。育休明けなどで令和5年4月以降の年度途中からの入所を希望する人も対象です。母子手帳発行後であれば、出生前でも申し込みができます。

なお、現在町外に住んでいて、これから町に転入する予定の人はご相談ください。

※受付期間終了後は、審査期間となるため、令和5年1月末まで新年度入所の申し込みは出来ません。
必ず受付期間内に申し込みをしてください。

期 日	9月14日(※)	9月15日(※)	9月16日(金)
対 象	小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場地区に住む人	大久保・漆原地区に住む人	9月14・15日に都合がつかない人
	※上記期間に申し込みができない人は 9月20日(※)～30日(金)に子育て支援室(保健センター)で受け付けます。		
受付時間	9:30～11:30、13:30～16:30		
場 所	保健センター 集団検診室 ※各保育所・認定こども園では受け付けできません。		
必要なもの	<input type="checkbox"/> 父母の就労証明書 町ホームページでダウンロードできます。 ※農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の就労証明などが必要になることがあります。 ※求職中で申請する場合は、求職活動状況申出書の提出をしてください。 ※その他、就労中であることや収入について確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書など)の提出を求めることがあります。		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ●先着順ではありません。 ●定員などの都合により入所できない場合もあります。 ●入所承諾または不承諾通知は令和4年12月末ごろ郵送する予定です。 ●案内・申込書などは子育て支援室や各保育所・認定こども園でも配布しています。 		

※混雑時は会場の入場人数を制限する場合があります。受け付けに時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。

入所の基準

保護者および同居の親族全員が次のいずれかに該当するため、家庭で保育できない場合。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または出産後間もない。(出産月を含め、前後2カ月までの最大5カ月間)
- ④病気やけがをしているか心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

現在入所中で令和5年度以降も引き続き保育を希望する場合

継続申込書・父母の就労証明書を各保育所・認定こども園に提出してください。

※継続申込書は9月ごろに各保育所・認定こども園を通じて配布する予定です。

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)



育児休業取得時の継続利用における 育児休業期間が 1年から2年へ変更されます。

▶対象

現在、保育施設に入所している2・3号認定を受けている児童の保護者のうち、出産予定の人

▶変更内容

現在、保育を必要とする事由のうち、育児休業を取得し、出産日から1年以内に復職を予定している保護者の児童は、引き続き保育施設の利用ができることとなっています。

令和5年4月1日からは、育児休業を取得し、出産日から2年以内に復職を予定している保護者の児童も引き続き保育施設の利用ができることとなりました。

保育を必要とする事由		
育児休業取得 (継続利用者)	現 行	出産日から1年以内 (下の子どもが1歳になるまで)
	変更後 (令和5年4月1日～)	出産日から2年以内 (下の子どもが2歳になるまで)

▶問い合わせ先 健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248 (直通)

就労証明書の就労先 事業所などの押印が 不要になりました。

保育施設の新規申請や継続申請をする際には、就労証明書の提出を求められます。以前は就労先事業所などの押印が必要でしたが、令和4年4月1日から、就労証明書の押印が不要になりました。

※押印は不要ですが、就労先事業所などの記入は必要です。

※押印の有無に係わらず、就労証明書を偽造した場合は、罪に問われることがあります。

▶問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室

☎26-2248 (直通)

予防接種を受けましょう

お子様の予防接種はもうお済みですか?対象者でまだ接種を受けていない場合には早めに受けるようにしましょう。

小学校就学前の年長児相当年齢であれば、麻しん・風しん混合(第2期)予防接種が受けられます。小学6年生は2種混合(ジフテリア・破傷風)予防接種などが受けられます。乳幼児の予防接種についても対象年齢内を受けるようにしましょう。

お子さまの健康のため、予防接種を予定通りに受けましょう。

※定期予防接種の対象年齢から外れてしまうと予防接種費用は有料になります。

予防接種を希望する人で予診票がお手元にならない場合には、母子手帳を持って保健センターまでお越しください。

▶問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)

42歳～59歳の男性へ 風しん追加対策を受けましょう

風しんの追加的対策により、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、抗体検査と予防接種が原則無料で受けられます。送付したクーポン券の有効期限は令和5年2月末までです。

町が行っている総合健診でも抗体検査を受けることができます。

(日程は、町ホームページやけんこうガイド、送付された総合健診の通知などでご確認ください。)未実施の人はこの機会にぜひ健診と一緒に抗体検査を受けましょう。

※昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には平成31年4月、昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性には令和2年4月にクーポン券を発送しました。紛失した場合は保健センター窓口で再発行ができます。再発行を希望する場合はご連絡ください。

▶問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)

7億3千万
1億円
3千万

この宝くじの
収支金は、市町村の明るく
住みよくなるまちづくりに
使われます。

7月5日(火) 電話発売

掛金に
国の助成が
受けられる!

- 国の退職金制度
- 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単
- パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211